

7.3 資格チェック

7.3.1 ログオンチェック

NACCS では、NACCS センターが発給・管理・運営を行う利用者コード、識別番号、利用者パスワードを用いて、利用者の認証チェック及び、業務処理を行う資格があるかどうかのチェックを行う。

なお、利用者パスワードは、以下の仕様とする。

- ・パスワードの最小文字数が、6 文字以上 8 文字以下であること。
- ・パスワードの文字種に半角英大文字と半角数字をそれぞれ最低 1 文字以上含んでいること。
- ・パスワードの履歴管理により 3 世代までのパスワードを利用していないこと。

また、パスワードの初期化は、以下のいずれかで実施する。

- ・1 つの利用者コードに対して識別番号を 2 つ以上保有する場合、利用者にて実施可能である。詳細は、「利用者情報登録 (U R Y)」業務仕様書を参照のこと。
- ・それ以外の場合、NACCS センターに依頼する。

7.3.2 メールボックスへのアクセス資格チェック

メール処理方式では、上記「7.3.1 ログオンチェック」に加え、NACCS センターが発給・管理・運営を行うメールボックス ID、メールボックスパスワードを用いて、利用者がメールボックスにアクセスする資格があるかどうかのチェックを行う。

7.3.3 処理結果電文(帳票用)の取得資格チェック

インタラクティブ処理方式 (パソコン用パッケージソフトを使用) では、上記「7.3.1 ログオンチェック」に加え、NACCS センターが発給・管理・運営を行う論理端末名と、システムが任意に付与する端末アクセスキーを用いて、利用者が処理結果電文(帳票用)を取得する資格があるかどうかのチェックを行う。

7.3.4 業務資格チェック

利用者が、業務を実施する資格があるかどうかのチェックを行う。詳細は、「業務仕様書」を参照すること。

7.3.5 複数業種を兼業する利用者のシングルサインオン

本システムでは、業務資格チェックにより、1度のログオンで複数業種の業務を可能とする。

(注) 本システムにおいて複数業種を兼業する利用者は、定められたグループ単位で、シングルサインオンを実現することが出来る。詳細は、図 7-3-2 を参照すること

図 7-3-1 に本システムでシングルサインオンを使用した場合の業務イメージを示す。

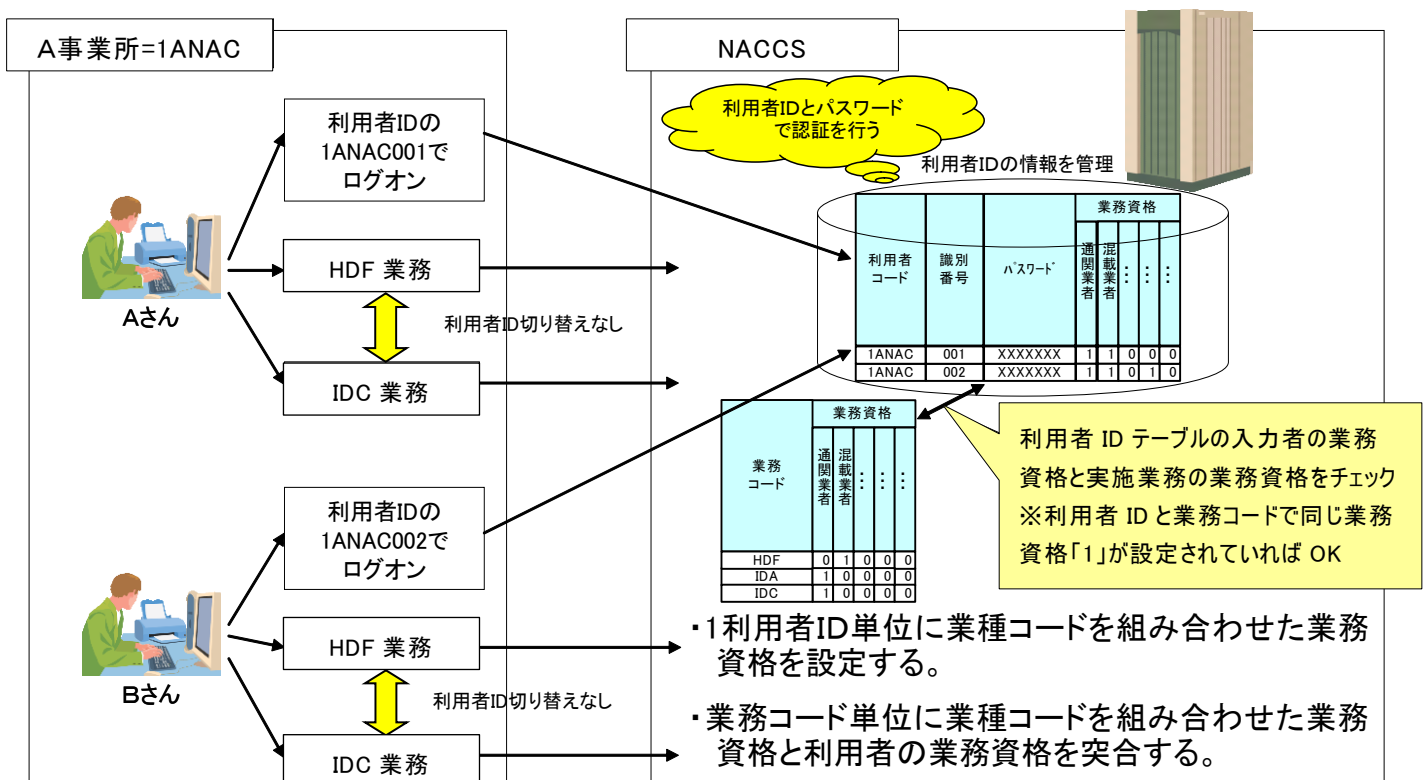


図 7-3-1 複数業種を兼業する利用者の業務イメージ (シングルサインオンを使用した場合)

本システムにおいては、以下のグループ単位で複数業種を兼業する利用者のシングルサインオンを実現する。

(例：通関業と混載業を兼業する利用者は、1度のログオンで2業種の業務が可能となる。ただし、通関業と船舶代理店を兼業する利用者は、グループが異なるため2度のログオンが必要。)



図 7-3-2 複数業種を兼業する利用者のシングルサインオンのグループ構成図